

再編統合等に向けた公立・公的医療機関等の公表等の見直しを求める意見書

本年 9 月、厚生労働省は、地域医療構想調整会議で合意された公立・公的医療機関等の具体的方針について、真に地域医療構想の実現に沿ったものとなっているかを検証するため、診療実績が特に少ないこと、又は類似の診療実績がある医療機関が近接していることを基準として、全国の 424 の公立・公的医療機関等を公表し、来年 9 月までに地域医療構想調整会議において再編統合等を協議し、結論を出すよう求めている。

もとより、2025 年に向けて医療・介護需要が増加し、高齢者人口に大きな地域差が生じる中で、医療資源の効果的かつ効率的な配置を促す地域医療構想を推進する重要性は否定されるものではないが、公表基準についてみると、医療機関の診療実績等を形式的に分析し、地域の実情が考慮されておらず、地域医療構想調整会議での協議も進展しないおそれがある。

また、本市においては、類似の診療実績がある医療機関が近接しているものとして、市立井田病院が公表に含まれていたが、同病院の地域における入院及び在宅医療等の医療需要は少なくとも 2040 年まで増加が見込まれるほか、同病院は地域の中核病院として地域がん診療連携拠点病院や救急告示病院、災害協力病院などの重要な役割を担うとともに、市内唯一の結核病床を有するなど、市の医療施策を担い、地域医療に欠かせない存在であることは明白であり、このような公表は、市民に対して不安をあおりかねないものである。

よって、国におかれては、再編統合等に向けた公立・公的医療機関等の公表等について、より地域の実情に沿った地域医療構想が実現されるよう見直しがされることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第7号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和元年12月9日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健
	〃	露木明美
	〃	木庭理香子

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

現行の民法は、夫婦は婚姻後に同じ姓を名乗るという夫婦同姓を定めるが、厚生労働省が平成29年に公表した統計によると、夫の姓を名乗る夫婦が96%を占めており、ほとんどの女性が改姓を求められていることを現わしている。

女性が改姓によって同一人と認識されることが困難となり、積み上げてきた社会的・経済的な実績、成果等に影響を与えかねないことや、女性が実家の姓を存続させるために婚姻を諦めなければならないことは、女性の社会進出が著しく進展するとともに、家族の形態や個人の生き方が多様化する中で、これ以上看過できない状況にある。

我が国が批准する女子差別撤廃条約においても、夫婦に対して姓を選択できる同一の個人的権利を確保することが求められ、同条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会からも、再三にわたり夫婦同姓の改正が勧告されている。

平成30年に内閣府が公表した世論調査によると、夫婦が希望する場合はそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度に賛成する者の割合は、過去最高の42.5%となるとともに、地方議会が国に対して提出した同制度に関する意見書も民間調査によれば70を超えており、夫婦同姓がもたらす不利益・不平等を背景として、同制度の導入を求める世論が高まりを見せている。

よって、国におかれては、男性と女性が平等に婚姻生活や社会生活を送り、それぞれの個性と能力が発揮できる社会の構築に向けて、選択的夫婦別姓制度を法制化されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

意見書案第 8 号

地球温暖化対策の強化を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和元年 12 月 9 日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

地球温暖化対策の強化を求める意見書

近年、地球温暖化などの気候変動が一因と考えられる自然災害が多発しており、本市においても、本年の台風第15号及び第19号による豪雨、暴風及び波浪によって多大な被害が生じている。

本年9月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書においても、地球温暖化によって生じる海面水位の上昇、高潮、巨大台風等により沿岸部の被害が増える危険等が予測されるなど、強い警鐘が鳴らされている。

しかしながら、来年から適用される地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定は、産業革命以前からの気温の上昇を2度未満に抑え、可能であれば1.5度未満とする目標を掲げているところ、昨年10月、IPCCが公表した特別報告書によれば、気温が2度上昇すると、気候・気象の極端現象、海面水位の上昇、生態系や社会・経済の全てに悪影響を与えるとともに、現在の各国の温室効果ガスの削減目標では21世紀末には気温が約3度も上昇すると予測されている。

スウェーデンの高校生の環境活動家が国連気候行動サミットで行った演説を契機として、気候変動・地球温暖化への具体的な対策を求めるグローバル気候マーチが全世界で行われるなど、地球温暖化対策に世界的な関心と期待が高まっていることから、各国は温室効果ガスの削減目標をより一層引き上げ、地球温暖化の脅威への対応を強化することが求められている。

よって、国におかれては、現在のエネルギー政策を根本的に転換すること等により、各国に率先して温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、地球温暖化対策を強化することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣